

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 5 年 7 月 26 日
政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理 年月日
鉱工業指数	経済産業大臣	令和 5 年 6 月に公表する鉱工業指数から、基準時を 2015 年から 2020 年に更新し、併せて採用品目、ウェイト等を変更	R5.5.22

(注) 統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様。）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。